

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示		ページ
○県統計調査の実施	(統計分析課)	1
○地域登録検査機関の登録の更新(7件)	(環境農業推進課)	1
○道路の区域変更	(道路課)	8
公 告		
○土地改良区の役員の退任	(農業基盤課)	8
○土地改良区の解散の認可	(〃)	8
○土地改良区の清算人の就職	(〃)	9

告 示

高知県告示第635号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
高知県工業統計補充調査
- 2 調査の目的
県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興施策等の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業所
 - (3) 属性
日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。)のうち、従業者数3人以下の事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 事業所の名称、所在地及び電話番号
 - イ 従業者数
 - ウ 開設時期

- エ 製造品出荷額
- オ 加工賃収入額
- カ その他収入(事業外収入を除く。)額
- (2) その基準となる期日又は期間
平成30年6月1日現在(一部の事項については、平成29年1月1日から同年12月31日まで)
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
902事業所
 - (2) 選定方法
全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査(必要に応じて県が委託した民間事業者が訪問による調査票の回収を行う。)
- 7 報告を求める期間
平成30年9月中旬から同年11月30日まで

高知県告示第636号

農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。)第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

別紙

登録番号	11	登録年月日	平成30年7月17日
登録検査機関の名称	土佐市農業協同組合		
代表者氏名	馬場 義人		
主たる事務所の所在地	土佐市蓮池948番地1		

登録の区分		品位等検査		
農産物の種類		国内産玄米		
農産物検査を行う区域	氏名	住所	農産物の種類	
高知県	野中 信君	高知市北新田79-13-602	玄米	
	山本 雄三	土佐市岩戸1013	玄米	
	松岡 武也	土佐市新居148-3	玄米	
	西原 稔	土佐市石428	玄米	
	野中 誠司	土佐市谷地448	玄米	
	森澤 祐司	土佐市高岡町西653-1	玄米	
	徳廣 晃一	高知市朝倉甲545-1 シヤリノDEN102号	玄米	
	森澤 祐太	高知市朝倉西964-1 ラ・パター1-201号室	玄米	
	野中 誠	土佐市谷地460	玄米	
	大野 雄二	土佐市蓮池511-4	玄米	
	外屋 公貴	高知市長浜1280-1セジュールウィット105	玄米	
	山本 康博	土佐市高岡町西535-2	玄米	
	備 考	略称「J」Aとさし」		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所所在地

高知県告示第637号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

別紙

登録番号	13	登録年月日	平成30年7月17日
登録検査機関の名称	土佐くろしお農業協同組合		
代表者氏名	森光 幹男		
主たる事務所の所在地	須崎市多ノ郷甲3751番地11		

登録の区分
品位等検査

農産物の種類
国内産玄米

農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		農産物の種類	証明書番号	成分検査業務受委託先	
	氏名	住所			受委託の区分	登録検査機関の名称
高知県	中山 浩敏	高岡郡中土佐町上ノ加江3519	玄米	K3928207		
	佐竹 真彦	高岡郡中土佐町上ノ加江1816	玄米	K3928208		
	松本 雅和	須崎市大谷432	玄米	K3928209		
	松丸 武士	高岡郡津野町赤木1295-1	玄米	K3928210		
	松丸 洋	高岡郡中土佐町上ノ加江1443	玄米	K3928211		
高知県	谷 幸生	高岡郡中土佐町久礼2109	玄米	K3928212		
	政岡 孝太	高岡郡中土佐町上ノ加江1670-1	玄米	K3928213		
備 考	高橋 康二	須崎市下分甲2211-1	玄米	K3928214		

略称「J」A土佐くろしお」

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用玄米のみ又は飼料用玄米の場合、それぞれのみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第638号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

別紙

登録番号	14	登録年月日	平成30年7月17日
登録検査機関の名称	コスモス農業協同組合		
代表者氏名	伊藤 章男		
主たる事務所の所在地	高知県佐川町甲75番地1		
登録の区分	品故検査		

農産物の種類		農 産 物 検 査 員		成分検査業務受委託先				
農産物の種類	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
高知県	基辺 秀雄	高知県佐川町東組0293	玄米	K3928215				
	山本 義郎	香川郡いの町深川656-1 ユニマツウツツはかわ302	玄米	K3928216				
	高橋 健二郎	須崎市浦ノ内植間80	玄米	K3928217				
	戸脇 幸秀	香川郡いの町上八川甲3741	玄米	K3928218				
	西森 一忠	香川郡仁淀川町大野296	玄米	K3928219				
	矢野 建博	高知県高知市元町3347-21	玄米	K3928220				
	榎山 高広	高知県高知市元町39-11レオパレス元町101号室	玄米	K3928221				
	平野 辰彦	高知市鶴野西町3-32-9 平ノ野103202号	玄米	K3928222				
	高橋 秀幸	香川郡いの町上八川甲2047	玄米	K3928223				
	中越 弘範	高知県佐川町乙5-54	玄米	K3928224				
	御村 裕之	高知県佐川町乙5-54	玄米	K3928225				
	池上 陽一	香川郡いの町大野601-1	玄米	K3928226				
	柳原 和彦	高知県佐川町245-3	玄米	K3928227				
	長山 朋幸	高知県佐川町785	玄米	K3928228				
	大久保 幸彦	高知県佐川町清水上分1178	玄米	K3928229				
	曾我 浩明	香川郡いの町下八川丙2556	玄米	K3928230				
	藤下 誠仁	高知県日高村岩目尾2069-17	玄米	K3928231				
	氏原 隆伸	香川郡いの町1769-1	玄米	K3928232				
	矢野 裕誠	香川郡いの町1769-1	玄米	K3928233				
	片岡 誠人	香川郡いの町6483-15	玄米	K3928234				
	大久保 寿和	高知県越知町越知甲2329-3 771ガラヲ/丸301号	玄米	K3928235				
	智海 智海	高知県佐川町乙1711-56	玄米	K3928236				
	藤田 直博	高知県佐川町乙1711-56	玄米	K3928237				
	北村 直博	高知県佐川町乙1711-56	玄米	K3928238				
	掛水 浩二	香川郡仁淀川町緑2-74	玄米	K3928239				
	尾崎 信火	高知県佐川町乙2149-11	玄米	K3928240				
	山崎 雄太	高知県佐川町本郷4-99	玄米	K3928241				
	西森 敏彦	高知県佐川町西組1038-1	玄米	K3928242				
	節井 秀和	香川郡いの町小川東津賀才187-5	玄米	K3928243				
	平松 克美	香川郡いの町渡川1723-9	玄米	K3928300				
	京本 貴嗣	香川郡いの町天王崎5丁目12-10	玄米	K3928301				
	藤原 涼	高知県佐川町加茂2734-2	玄米	K3928302				
	佐竹 謙	高知県佐川町甲407-1県家住宅佐川団地2-204	玄米	K3929001				
	細瀬 佳介	高知県佐川町甲407-1県家住宅佐川団地2-204	玄米	K3929002				
	岡林 弘貴	高知県日高村岩目尾985-5	玄米	K3929003				
	藤原 弘博	高知県佐川町土居甲785-1ハイムプラザ302号	玄米	K3930004				
備 考	既称「ココスモス」							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用みみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれをみみ(飼料用みみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第639号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

別紙

登録番号	15	登録年月日	平成30年7月17日
登録検査機関の名称	十市農業協同組合		
代表者氏名	中沢 猛男		
主たる事務所の所在地	南国市十市358番地		
登録の区分	品位等検査		

農産物の種類		農産物検査員		成分検査業務委託先			
農産物検査を行う区域	氏名	住 所	農産物の種類	委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地
高知県	土居 誠志 森尾 賢一 蒲原 佐知	南国市十市749 南国市十市1891-2 高知市五台山694	玄米 玄米 玄米	K3928244 K3928245 K3928297			
備 考	略称「JA十市」						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記購する。

高知県告示第640号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

別紙

登録番号	16	登録年月日	平成30年7月17日
登録検査機関の名称	高知食糧株式会社		
代表者氏名	山崎 大輔		
主たる事務所の所在地	高知市朝倉西町9番12号		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産玄米		

農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先				
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地
高知県	米澤 敏彦 志摩 貞行 久万田 忠司 田中 誠久 戸根 洋巳 高木 雅成 堀内 孝英 宮本 正啓 下元 祥吾	須崎市多ノ穂甲1166-27 高知市河ノ瀬1-6-52 高知市朝野西町3-12-1 高知市朝野西町3-12-2 高知市朝倉西町高村本郷2734 高知市朝倉西町21-28 愛光荘1号棟2階北 吾川郡いづの町枝川1784-45 土佐市灘地813-27 高知市朝倉本町1-4-18-16	玄米 玄米 玄米 玄米 玄米 玄米 玄米 玄米 玄米	K3928246 K3928247 K3928248 K3928249 K3928250 K3928251 K3928252 K3928253 K3928254				
備 考	略称「高知食糧株」							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用玄米のみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれをみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第641号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

別紙

登録番号	17	登録年月日	平成30年7月17日
登録検査機関の名称	高知ケンベイ株式会社		
代表者氏名	西山 肇一		
主たる事務所の所在地	高知市南久保5番16号		

登録の区分 品店等検査

農産物の種類 国内産玄米

農産物の種類	農 産 物 検 査 員		農産物の種類	証明書 番号	成分検査業務受委託先	
	氏 名	住 所			受委託 の区分	登録検査機関 の名称
高知県 農産物検査 を行う区域	藤岡 孝幸	高知市一宮西町4-23-17	玄米	K3928254		
	横山 和成	安芸市土居79-3	玄米	K3928256		
	浜田 道男	須崎市多ノ郷甲651	玄米	K3928257		
	小島 公生	宿毛市平田町戸内1598-3	玄米	K3928258		
	近藤 隆	須崎市砂見町18-23	玄米	K3928260		
	清瀬 祐介	高知市西久万284-10	玄米	K3928289		
	清岡 智也	高知市鶴野北町4丁目14-15-5	玄米	K3928290		
岡本 義児	南国市大畑甲965-1ンテイクールD棟101号	玄米	K3930003			

備 考 「高知ケンベイ株」

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第642号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）
第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

別紙

登録番号	18	登録年月日	平成30年7月17日
登録検査機関の名称	西内株式会社		
代表者氏名	西内 大		
主たる事務所の所在地	須崎市青木町8番13号		

登録の区分		品位等検査		国内産玄米	
農産物の種類					
農産物検査を行う区域	農産物の種類	農産物の産地	検査員	証明書番号	成分検査業務受委託先
高知県	農産物の種類	住 所			
	農産物の種類	氏 名			
	農産物の種類	藤田 斉	香南市野市町みどり野1-62	K3928262	
	農産物の種類	横山 壮一	高知市介良乙2079-67	K3928263	
	農産物の種類	関田 樹生	南国市大浦乙1483-1	K3928264	
	農産物の種類	中嶋 信輔	香南市香我妻町唐本265	K3928265	
	農産物の種類	関田 公平	南国市大浦乙1483-1	K3929005	
備 考	略称「西内樹」				

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ、(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年8月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町野々川字野々川平435番38から 高岡郡四万十町野々川字野々川平435番61まで	前	4.6) 15.8	98
	後	9.1) 50.7	87

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
理事	島村 三省	香美市土佐山田町東本町五丁目3番19号
〃	宮本 耕一	〃 土佐山田町林田 504番地1
〃	岩井紀代子	〃 〃 516番地
〃	竹島 道夫	〃 土佐山田町山田島 103番地
〃	藤本 正	〃 〃 117番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区の解散を平成30年7月26日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直



土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、土佐山田町林田・山田島土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成30年8月10日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
島村 三省	香美市土佐山田町東本町五丁目 3番19号
宮本 耕一	〃 土佐山田町林田 504番地1
岩井紀代子	〃 〃 516番地
竹島 道夫	〃 土佐山田町山田島 103番地
藤本 正	〃 〃 117番地